

2025年5月29日

各 位

会社名 株式会社東京個別指導学院  
 代表者名 代表取締役社長 松 尾 茂 樹  
 (コード:4745、東証スタンダード市場)  
 問合せ先 執行役員 CFO 刑 部 徹  
 (TEL.03-6911-3216)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社ベネッセホールディングスについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社又はその他関係会社の親会社の商号等

(2025年2月28日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が 上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ブルーム1株式会社	親会社	—	61.96	61.96 間接所有	—
株式会社ベネッセ ホールディングス	親会社	61.96	—	61.96 直接所有	—

2. 親会社等のうち、当社に与える影響がもっとも大きいと認められる会社の商号または名称およびその理由

名称：株式会社ベネッセホールディングス

理由：当社の筆頭株主であり、議決権の61.96%を所有しているため

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、株式会社ベネッセホールディングスの子会社であり、同社はブルーム1株式会社の子会社であります。株式会社ベネッセホールディングスは、2025年2月末現在、当社株式の議決権等の所有割合で61.96%を所有する筆頭株主であります。

当社は、持株会社である株式会社ベネッセホールディングスを中心としたベネッセグループ（以下、「同グループ」といいます）に属しており、同グループにおいては、主に以下の事業を行っております。

**【国内教育事業】**

校外学習事業（幼児、及び小学生から高校生までを対象とした通信教育事業、塾・教室事業）、学校向け教育事業等

**【介護・保育事業】**

入居介護サービス事業（高齢者向けホーム及び住宅運営）、在宅介護サービス事業、介護研修事業、看護師及び介護職の人材紹介事業、保育園・学童運営事業等

**【大学・社会人事業】**

社会人向けオンライン教育プラットフォームサービス事業、大学支援事業、キャリア形成支援サービス事業、デジタル人材育成事業、留学支援サービス事業等

当社は、同グループにおいて、塾・教室カンパニーに属しております。同グループが有する「教育のベネッセ」としてのブランド力、その他の経営資源、スケールメリット等を活用し、マーケティング活動及びサービス開発等に関するグループ連携の一層の推進を図ることにより、付加価値の向上、さらには企業価値の向上に努めております。

尚、2025年5月29日現在において、当社の取締役7名、監査役4名のうち、親会社等との兼任役員は2名（取締役1名・監査役1名）であります。取締役会の構成については、取締役会全体として、適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるようバランスを考慮し、決定しております。また、取締役会全体として独立社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めております。

## &lt; 役員 の 兼任 状況 &gt;

(2025 年 5 月 29 日 現在)

当社における 役職	氏名	支配株主等における役職	選任理由
取締役	山口 文洋	株式会社ベネッセコーポレーション 取締役副社長執行役員兼 CPO (Chief Product Officer)	長年にわたる事業会社等でのデジタル、プロダクト領域における豊富な経験、知見を有しております。また、株式会社ベネッセコーポレーションにおいて取締役副社長執行役員兼 CPO として、特にデジタル・プロダクト開発領域におけるグループ経営の推進を行っていること等から、当社においても同領域を主とした幅広い視点から当社の経営に寄与していただくため
取締役	浜垣 剛	株式会社東京教育研 代表取締役	鉄緑会を設立後、ベネッセグループの株式会社東京教育研代表取締役として教育業界における豊富な経験、知見を有しております。この知見、経験をもとに、当社においても教育業界・学習塾業界における専門性の高い視点から当社の経営に寄与していただくため
監査役	齋藤 直人	株式会社ベネッセホールディングス 常勤監査役 株式会社ベネッセコーポレーション 監査役 ブルーム1株式会社 監査役 ブルーム2株式会社 監査役 株式会社ベネッセスタイルケアグループ 監査役	ベネッセグループにおける経営及び財務経理分野に関する幅広い経験・高い見識を活用することにより、当社の監査体制の充実を図るため

当社と親会社及び同グループ企業との関係は以上のとおりですが、何れも当社独自の営業活動や経営判断に影響を与えるものではないと認識しております。当社は、上場会社として、自らの責任のもと、親会社から独立して事業経営を行っております。

#### 4. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な取引はありません。

当社は、親会社との間で資本業務提携契約を結んでおり、当社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、同契約に則り、適切に対応しています。これに加えて、当社は、一般株主の利益を保護するための体制として、独立社外役員会を設置しています。独立社外役員会は、親会社を含む同グループとの取引等の公正性・透明性・客観性を確保するため、独立社外取締役・独立社外監査役にて構成されており、会社法上取締役会の承認を必要とする利益相反を伴うおそれのある取引、及び、一定金額以上の関連当事者取引等の重要な事項について、取締役会の決議前に事前の審議・検討を行っています。

また、当社と親会社を含む同グループとの取引等については、当該会社からの独立性確保の観点も踏まえ、実施部門、法務部門及び財務経理部門等において、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前の確認を行っています。当社は、関連当事者間取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するか否かの基準を定めています。取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。また、決議された関連当事者間取引については、取締役会、独立社外役員会等において定期的に実施状況、結果等を確認しています。

#### 5. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と親会社を含む同グループとの取引について、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件及びその決定方法の妥当性を複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行っています。また、当社は、当該取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するか否かの基準を定めています。

取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。加えて、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、意思決定の前に独立社外取締役・独立社外監査役にて構成された独立社外役員会（特別委員会としての役割）にて審議・検討を行っています。

以上により、親会社を含む同グループとの取引の健全性及び適正性を確保してまいります。

#### 6. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

該当事項はございません。

以 上